

建築行政共用データベースシステム連絡協議会

平成28年度第2回企画改善部会・基準法システムWG 議事録（案）

日時：平成29年2月9日（水）10：00～10：40

場所：ビューロベリタスジャパン株式会社 確認認証事業本部 大阪事務所

資料：指定確認検査機関と特定行政庁との通知・報告配信システム運用ルール

他県のデータ送信状況と申プロ特別提供の有無

出席：ビューロベリタスジャパン株式会社 建築認証事業本部大阪事務所 田口様、田中様、西内様

大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築企画課 津田課長補佐

事務局（ICBA）栗原（記）

議事：通知・報告配信システムを活用したデータ送信上の課題・問題点について

総括：申請件数の少ない特定行政庁に対するデータ送信については現在のところ大きな問題はない。ただし今後、申請件数が多い特定行政庁や意見書等の独自様式の添付が必要な特定行政庁についてもデータ送信を求められた場合は難しさを感じる。

主な意見等

1. 概要書等のデータ送信について

- ・大阪府下4庁へのデータ送信を開始していただき1年以上が経過したが、問題点はあるか。（大阪府）
 - データ送信後、紙で郵送した物と齟齬が生じた際の対応方法を知りたい。（ビューロベリタスジャパン）
 - 紙を正とする場合、特定行政庁側でデータを修正して頂くことになっている。（ICBA）
- ・データ送信開始当初、確認審査報告書のデータ送信後に当該物件の建築主変更届が提出された為、紙で郵送したところ、元の確認審査報告書についても紙による郵送を求められた事があり、困惑したが、現在は解消されている。（ビューロベリタスジャパン）
- ・複数件を一度にデータ送信すると、送信中のまま数分間動かない事がある。PCの処理能力又はネットワークの問題か。データ送信の際、1件あたりの上限サイズは決まっているか。（ビューロベリタスジャパン）
 - 社内のネットワークを一度ご確認頂きたい。1件あたりの上限サイズは5MBである。（ICBA）
- ・建築計画概要書をPDFにする際のスキャンについて負担を感じていないか。（大阪府）
 - PDFにする手間というよりは、データ送信の府下4庁とそれ以外の特定行政庁でルールが混在していることに煩雑さを感じている。（ビューロベリタスジャパン）
- ・データ送信のメリットを実感していただけているか。（大阪府）
 - 申請件数の少ない特定行政庁に対するデータ送信については確かに簡便であると感じる。また、郵送の場合、7日の期限内や相手方に確実に届いているかどうかなど不安を感じるが、データ送信の場合は、手続き期間に余裕ができることや、データ上、相手方に到達したことが確認できるため、その点でのメリットは感じている。しかし従来の「紙による」というルールであっても都度処理していけば難しくはない。今後、件数が多い特定行政庁についてもデータ送信を求められた場合、社内への入力担当者は足りなくなる。又、意見書等の独自様式の添付が必要な特定行政庁についてデータ送信を求められた場合は、さらにルールが混在することとなるため、実施の難しさを感じる。（ビューロベリタスジャパン）
- ・データ送信が可能な特定行政庁の数は増えているか。（ビューロベリタスジャパン）

→別添の「他県のデータ送信状況と申プロ特別提供の有無」のとおり、当初に比べれば拡がりを見せており、関西地方でも複数の特定行政庁で実施している。ただし大阪府と同様の「データ本位型方式」とするには、各特定行政庁との個別の協議が必要となる。（ICBA）

2. 今後について

- ・当面は大きな問題は発生していないため、従来の大阪府下4庁へのデータ送信をご協力いただく。